

－個人住民税－

家屋敷課税をご存知ですか？

家屋敷課税とは

住所地以外の市区町村に家屋敷、事務所または事業所を有する個人には、地方税法第24条第1項および第294条第1項に基づき、家屋敷・事務所または事業所の所在地で市区町村・都道府県民税（個人住民税）の均等割が課税されます。

これは土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは区別して、その物件を有することにより受ける行政サービス（保健、教育、防災、清掃、道路、公園の整備など）において、応益性の見地から一定の負担をしていただくというものです。

家屋敷とは

家屋敷とは、自己または家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、「いつでも自由に居住できる状態である」建物のことをいいます。また、現在の居住の有無、自己所有かどうかは問いません。

「いつでも自由に居住できる状態である」とは、電気・水道・ガス等のライフラインが開通しているかを問わず、実質的な支配権を直接持っているかどうかを指し、欲する時にいつでも住むことができる状態をいいます。

したがって、他人に賃貸する目的で設けられたものや、現に他人が居住しているものは該当しません。

- 【例】
- ・いわゆる別荘や別宅
 - ・自己が所有する住宅に留守番を置き、自身は都市で生活している方の所有に係る当該住宅（マンション、アパート等も含まれる）
 - ・常時、妻子を住ませ、時々帰宅する関係にある住宅・実家
 - ・生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住ませているアパート

裏面に続く

事務所・事業所とは

事業の必要から設けられた人的設備（従業員等）、物的設備（建築物、事業を行うための設備など）があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。また、それが自己所有であるかどうかは問いません。

- 【例】
- ・事業主が住宅以外に設ける店舗
 - ・医師、弁護士、税理士などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所

申告及び課税の対象となる人

1月1日現在、田舎館村内に家屋敷、事務所または事業所を有し、田舎館村内に住所がない人

- ※1 住民税が非課税の方、生活保護の生活扶助を受けている方、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親の方で前年中の合計所得が法律で定める金額以下の方、住民登録外居住者（実住所が田舎館村にある方）で既に田舎館村で村・県民税（個人住民税）が課税されている方には家屋敷課税はありません。
- ※2 共有で所有している場合は、代表者にあたる方を納税義務者とみなします。ただし、申告により実質的な支配権が他者にある場合はこの限りではありません。

税額

均等割 4,000円（村民税 3,000円＋県民税 1,000円）

※均等割額は年税額であり、月割課税はありません。

※地方税法第24条第7項により、県民税の納税義務者は村民税の納税義務者と一致するとされています。青森県内の他の市町村で県民税を課税されている場合でも、家屋敷課税に該当する方はその市町村ごとに県民税の均等割が課税されます。

問い合わせ：田舎館村役場 税務課 税務収納係

☎ 0172-58-2111（内線 124）